

船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年7月20日 03時42分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南西方沖 城ヶ島灯台から真方位240° 11.2海里付近 (概位 北緯35° 02.5′ 東経139° 24.9′)
インシデントの概要	セメント運搬船第一トクヤマは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年9月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント運搬船 第一トクヤマ、4,381トン 134781、株式会社トクヤマロジスティクス ディーゼル機関、2サイクル、出力3,603kW、回転数毎分 210、7気筒、使用燃料C重油、平成20年4月機関製造、平成 24年6月進水
乗組員等に関する情報	機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか8人が乗り組み、航行中、C重油の燃料サービスタンクの液面低下警報が鳴り、機関長が、燃料セットリングタンクが満量であり、燃料サービスタンクのレベル計が低位となっていること及び油清浄機の吐出圧力が低下していることを確認し、A重油を使用することとしたものの、C重油の加熱温度から、直ちにA重油を使用することが困難と判断し、主機を停止した。</p> <p>本船は、天候及び水深等から、漂泊を続けることができなくなり、船長が運航不能と判断して海上保安庁に通報し、来援したタグボートにより、東京湾中ノ瀬錨地にえい航された。</p> <p>船舶管理会社担当者は、本インシデント後、本船の燃料セットリングタンクから油清浄機へ流れる配管（以下「本件配管」という。）が進水時から開放点検されていなかったため、本件配管が経年使用によりスラッジで閉塞し、油清浄機から燃料サービスタンクへ燃料油が供給されなかったと推察した。</p>
分析	本船は、航行中、本件配管が経年使用によりスラッジで閉塞したことから、油清浄機から燃料サービスタンクに燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、夜間、本船が、航行中、本件配管が経年使用によりスラッジで閉塞したため、油清浄機から燃料サービスタンクに燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料セットリングタンクから油清浄機へ流れる燃料の入口圧力を定期的に確認し、低下が認められた場合には開放点検することが望ましい。